全国技術教育部門活動報告

野崎 英明

1. はじめに

全国技術教育部門は、令和元年度まで、日本産業技術教育学会全国大会(例年 8 月末の週末開催:以下「学会全国大会」とする)の開催前日に開催会場大学で総会(以下「部門総会」とする)を開催し、事前に常任委員会で検討した議題等についての協議・意見交換と報告を行ってきた。しかしながら昨年来のコロナ禍により、令和2年度は学会全国大会を千葉大学で、部門総会を東京学芸大学(部門代表・副代表・事務局長所属)で、それぞれオンラインで開催した。オンライン開催で会場の準備が必要ないこと、会員の物理的な移動も必要ないことから、部門総会は学会全国大会から 2 週間後の開催とした。令和 3 年度も学会全国大会は北海道教育大学札幌校で、部門総会は茨城大学(部門代表・副代表・事務局長所属)で、それぞれオンラインで開催した。部門総会の開催日は事務局の都合もあり、学会全国大会の 1 週間前に設定した。このように、従来学会全国大会の日程に縛られていた部門総会開催日設定の自由度が高まることはオンライン開催のメリットの一つと言える。

本年度の全国技術教育部門総会には全国 22 大学から 44 名の会員が参加した。オンラインでの 2 度目の 開催ということもあり、大きな混乱もなく進行することができた。これは今後の部門代表をはじめとする役員、 事務局の考え方次第だが、対面での発表・質疑応答にも大きな意味がある学会と違い、オンラインでの開催で 特に支障がない部門総会は、今後もオンラインでの開催を積極的に検討すべきではないかと考える。

2. 令和 3 年度の部門総会の概要

本年度の部門総会は、2020 年度活動報告と 2021 年度活動予定、2020 年度決算報告と 2021 年度予算案、各地区からの要望事項、全国家庭科部門からの共同要望、部門規程の一部改正案、各種調査の結果、2021 年度役員名簿等について審議・報告が行われた。また、部門代表から、次年度も茨城大学担当でオンライン開催とすることが提案され、了承された。以下、部門総会における審議・報告の概要を紹介する。

2020 年度活動報告では、各地区の部門研究協議会等についての報告が紹介された。開催方式としては Zoom によるオンライン開催が 4 地区、メール会議が 3 地区、十分な配慮と対応の上で対面開催が 1 地区、開催なしが 1 地区であった。議事は、卒業生の就職状況などの定例的な議事以外は、オンライン授業と大学院の全面教職大学院化についての内容が多数を占めた。また 2021 年度活動予定においても多くの地区がオンラインもしくはメール会議での開催を予定している。

各地区からの要望としては、近畿地区と九州地区から以下のような要望事項が提出され、部門代表が取りまとめた上で教大協本部へ要望することになった。

- ・中学校技術・家庭の授業時間数の増加「1 学年 70 時間、2 学年 70 時間、3 学年 70 時間の確保」
- ・免許外教員「技術の免許を持たない教員が技術を教えること」の解消
- ・大学での最新機材「3D プリンタ、レーザー加工機など」の導入

・大学教員数の増加「大学では機械・金工・木工・電気・情報・栽培の 6 分野+教科教育法を加えた専任教員が本来 7 名が必要であり、教員数を増加すること」

(以上近畿地区より)

·Society5.0 を支える人材の育成、STEM·STEAM 教育への対応のための全国の国立大学教育学部に おける中学校技術の教職課程の維持

(以上九州地区より)

本年度は、本部門で曖昧になっていた附属学校教員の規程上の立場の明確化、特任教授、特命教授などの近年導入された新たな職位を持つ教員への対応、昨今の教員養成大学における教員数削減及び教育・大学運営エフォートの増大による教員の多忙化への対応として、部門代表から部門規程の改正案として以下の 4 つを提案させていただいた。

1. 第2条(組織)の改正

大学・学部の教員で構成される「会員」と附属学校教員で構成される「準会員」を規定する。併せて特任教授、特命教授を「会員」とできるよう、条文を修正する。

2. 第7条(役員の職務)の改正

現在の規程では、事務局長の職務についての記載がなかったため、追記する。

3. 第8条(役員の選出)の改正

近年の教員養成系大学における教員削減、教育・大学運営エフォートの増大による業務の多忙化により、自らの後任探しが部門代表の大きな負担となっていることから、全国各地区を 6 ブロックに分け、そこからローテーションで部門代表・副代表を選出するブロック制を導入する。

4. 第12条(経費)の改正

コロナ禍による常任委員会、部門総会をオンラインで実施すると、旅費が不要になる。これまで毎年 会員から徴収していた部門費の大部分は役員の旅費として使用されていたことから、毎年徴収すると 部門予算に余剰が多く出てしまうことになる。そこで、常任委員会で認められれば、その年度の部門費 の額を変更できるようにする。

上記の改正案については、現在各地区持ち帰りで検討していただいており、必要に応じて修正を加えた後、 次年度の部門総会で承認を得ることを目指している。

3. おわりに

時代とともに社会が変わり、それに応じて大学のあり方、教員養成のあり方も大きく変化している。全国の国立大学で教員業務の増大、教員数削減が進んでいる中、部門本来の目的を見失わないようにしつつも、できるだけ会員の負担が少ない効率的な部門運営が求められている。本年度の総会で提案した部門規程の改正の一部はそれを目指したものである。また、部門名簿等の各種文書の電子化、コロナ禍によって一気に普及した Zoom、Teams などのコミュニケーションツールの活用などによる部門運営の DX(Digital Transformation)は、アフターコロナの時代においても、積極的に進めていく必要があるだろう。

(令和3年度全国技術部門代表、茨城大学教育学部教授)